川西町告示第６０号

　令和５年度川西町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱を次のように定める。

　　令和５年４月１日

川西町長　原　田　俊　二

令和５年度川西町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、再生可能エネルギー設備の導入を支援することにより、温室効果ガス排出量の削減を図るため、再生可能エネルギー設備を設置する者に対し、川西町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和４４年規則第１５号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　再生可能エネルギー設備　次の設備、機器又は装置をいう。

ア　太陽光発電設備

イ　蓄電池設備

ウ　木質バイオマス燃焼機器（ペレットストーブ及び薪ストーブ）

⑵　住宅　川西町内において住居として使用される建物（店舗又は事業所等との兼用を含む。集合住宅は除く。）

⑶　事業所　川西町内において事業の用に供される建物をいう。

　（補助金交付対象）

第３条　補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げるすべてに該当するものとする。

⑴　川西町内に住所を有する個人（令和６年３月３１日までに、川西町内に住所を有する予定の者も含む。）で、再生可能エネルギー設備の設置工事を補助金交付決定後に着手し、令和６年３月３１日までに完了するものであること。また、川西町内に事業所を置く法人が、事業所等に設置する場合も対象とする。

⑵　前号に該当する者及び前号に該当する者と同じ住宅に居住する全ての者が町税を滞納していないこと。

　（補助金交付対象設備）

第４条　補助金の交付の対象となる再生可能エネルギー設備（以下「補助対象設備」という。）の設置要件及び設備の用途は、別表第１のとおりとする。ただし、補助対象設備は、新たに設置するもの又は増設するものとし、中古品を除くものとする。

　（補助対象経費及び補助金の額）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、機器及びその機能を発揮するための付属機器等、設置工事にかかる費用の総額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とし、補助金の補助率及び上限額は別表第２のとおりとする。

２　補助対象設備に対する川西町の他の補助金との併給は不可とする。

　（補助金の交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第１号）を提出しなければならない。

２　補助金交付申請書の提出は、令和６年２月２９日までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

⑴　補助対象設備を設置する場所の位置図

⑵　補助対象設備の設置前の状況を示すカラー写真（新築の場合は図面等）及び設

備設置前の住宅外観の四方位（東西南北）の状況を示すカラー写真

⑶　補助対象設備の仕様がわかるパンフレット等

⑷　補助対象設備の設置工事等に係る見積書の写し（補助対象設備以外の設備を含

む金額で見積書を作成している場合は、補助対象経費の額を明示する。）

３　補助金交付申請書の提出は、補助対象設備の種類ごとにそれぞれ１回とする。

　（補助金の交付の決定）

第７条　町長は、前条第１項の補助金交付申請書の提出があったときは、規則第５条第１項の規定にかかわらず、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、川西町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付決定通知書（別記様式第２号）により通知するものとする。

　（内容の変更等）

第８条　前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が当該交付決定に係る補助対象設備の設置事業（以下「補助事業」という。）の内容について、規則第６条第１項第１号から第３号までのいずれかに該当する変更をしようとするときは、補助事業計画変更等承認申請書（別記様式第３号）に関係書類を添付して、町長に提出し承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の承認をした場合において、交付決定した当初の補助金の額を増額しないものとする。

３　町長は、第１項の規定により補助事業計画変更等承認申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の額を減額する変更を承認するときは、計画変更承認通知書（別記様式第４号）により、補助事業の中止又は廃止を承認するときは、補助金交付決定取消通知書（別記様式第５号）により、それぞれ当該補助事業計画変更等承認申請書の提出を行った者に通知するものとする。

　（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助対象設備の設置が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書（別記様式第６号）を町長に提出しなければならない。

２　補助事業実績報告書の提出期間は、補助対象設備設置完了の日（太陽光発電設備及び蓄電池設備については、電力受給開始日）から起算して３０日以内の日又は令和６年３月３１日のいずれか早い日までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

⑴　補助対象設備を設置した場所の位置図

⑵　補助対象設備の設置後の状況を示すカラー写真及び設備設置後の住宅外観の

四方位（東西南北）の状況を示すカラー写真

⑶　補助対象設備の設置工事等に係る領収書の写し

⑷　申請者本人の住民票の原本（法人の場合は会社謄本の原本）

⑸　蓄電池設備を設置する場合、電力会社との太陽光受給契約確認書の写し並びに

設置後の蓄電池設備及びパワーコンディショナの品番ラベルの写真

⑹　その他町長が必要と認める書類

３　町長は、補助事業実績報告書の提出を行った者に対し、必要に応じて補助対象設備の設置工事等に関する書類の提示を求めることができる。

　（補助金の額の確定）

第１０条　町長は、補助事業実績報告書の提出を受けたときは、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象設備の要件及び補助金の交付の条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、川西町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付額確定通知（別記様式第７号）により申請者に通知するものとする。

２　申請者は、前項の通知を受けたときは、速やかに川西町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付請求書（別記様式第８号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第１１条　町長は、前条第１項の規定による額の確定後、同条第２項の請求があった場合に、補助金を支払うものとする。

　（決定の取消し等）

第１２条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部を返還させるものとする。

⑴　偽りその他不正な手順により補助金の交付決定又は額の確定を受けたとき。

⑵　その他町長が補助金の交付決定又は額の確定取り消すことが適当と認めるとき。

（処分の制限）

第１３条　補助金の交付を受けた者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省第１５号）で定める耐用年数の期間内において補助対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記様式第９号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の処分承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、財産処分承認通知書（別記様式第１０号）により、当該申請者に通知するものとする。

　（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、告示の日から施行する。

別表第１（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象設備 | 設備要件 | 設備の用途 |
| 太陽光発電設備 | ①太陽光電池モジュールの公称最大出力またはパワーコンディショナの定格出力のいずれかが１０kW未満のものであって、発電された電気が住宅又は事業所内において消費され、連携された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの（電力会社との電力受給契約を結び、受給開始日が令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間であるものに限る。）であること。 | 住宅用、事業所用 |
| 蓄電池設備 | 1. ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）に関する助成制度の対象商品として一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）の登録を受けた製品であること。

②太陽光発電設備の設置と併せて設置するもの又は前年度までに受給開始された既存の太陽光発電設備に接続するために、固定設置するものであること。③前号の太陽光発電設備は、太陽光電池モジュールの公称最大出力またはパワーコンディショナの定格出力のいずれかが１０kW未満のものであって、発電された電気が住宅又は事業所内において消費され、連携された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの（電力会社との電力受給契約を結び、受給開始日が令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間であるものに限る。）であること。④国の補助金の交付を受けていないものであること。 | 住宅用、事業所用 |
| 木質バイオマス燃焼機器 | ①電源を必要としない薪・ペレットを燃料とする燃焼機器であること。②補助対象経費が２０万円を超えるものであること。 | 住宅用、事業所用 |

別表第２（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象設備 | 補助金額又は補助率 | 上限 |
| 太陽光発電設備 | 補助対象経費の１０分の１（千円未満の単端数が生じた場合は、これを切り捨てた数） | １０万円 |
| 蓄電池設備 | 初期実効容量１kWhあたり２万円（千円未満の単端数が生じた場合は、これを切り捨てた数） | １０万円又は補助対象経費の１０分の１のいずれか低い額 |
| 木質バイオマス燃焼機器（ペレットストーブ及び薪ストーブ） | 補助対象経費の３分の１（千円未満の単端数が生じた場合は、これを切り捨てた数） | ５万円 |